

種苗法の改正に関する意見書

現在、国において種苗法の一部改正が検討されており、その目的は、我が国で開発された優良品種の海外流出や、都道府県が育成した地域以外での栽培を防止するため、育成者権者に無断で増殖や譲渡することを制限するものであり、今後の優良新品種の開発を加速するために必要なものと考えている。

しかしながら、これまで原則、農家に認められていた登録品種の自家増殖を許諾制にすることも含んでおり、農家への新たな負担になりかねないと危惧する声が上がっている。

我が国の農業は、高齢化や後継者の問題など、担い手不足が深刻化しており、今後、農業を発展させていくためには、知的財産の保護を追求していくことは必要であるが、一方で、これまでと同じように、新たな負担なく継続して農業を行える環境づくりは欠かせない。

よって、国においては、種苗法の改正に当たり、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、自家増殖について、試験研究等の機関はもとより、農業者の声を広く聞くとともに、農家ばかりに負担が集まる制度とならないよう、種苗法改正には慎重な審議を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

呉市議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣